

山口県動物愛護センター条例

平成十年三月二十四日
山口県条例第二号

山口県動物愛護センター条例をここに公布する。

山口県動物愛護センター条例

(設置)

第一条 県民の動物を愛護する意識を高めるとともに、動物の適正な飼養についての理解を深めるため、動物愛護センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 動物愛護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県動物愛護センター	山口市

(業務)

第三条 山口県動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 動物との触れ合いの機会の提供に関すること。
- 二 動物及びその適正な飼養に関する情報の提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、動物の保護に関し必要な業務に関すること。

(職員)

第四条 動物愛護センターに所長その他必要な職員を置く。

(利用の拒否)

第五条 知事は、動物愛護センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第六条 利用者は、動物愛護センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、動物愛護センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。